気象警報が発令されている場合の登校について (お知らせ)

1. 大阪市(本校所在地)又は自分の居住区域(北大阪、東部大阪、南河内、泉州) 又は、兵庫県南部・阪神地区、京都府南部に 「大雨警報」「暴風警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合

平常授業の時及び定期試験の時

午前7時00分現在 警報が発令されている場合 → 臨時休業とする。 (自宅で学習する)

- ※中止になった日の試験科目は、試験期間を延長し最終日に実施する。
- 2. 兵庫県南部・阪神地区、京都府南部から通学している生徒は、自分の居住区域に 警報は発令されていなくても、 本校所在地・大阪市に、午前7時00分警報発令されている場合は、臨時休業。
- 3. その他
 - (1) 午前7時現在 警報が解除された場合は、通常通り登校してください。その際、通学途中の交通機関が不通であったり、洪水や積雪で危険が予測される場合は、自宅で待機してください。
 - (2) 学校への電話での問い合わせは、必要と判断する場合は行ってください。 (学校の電話番号:06-6464-0668)